

3 実務経験証明書【別記様式第3号】

実務経験証明書は、選任した技術管理者が必要な実務経験を有していることを証明する書面です。証明者が複数いる場合は、証明者毎に作成してください。

また、証明する年数は、直近まで記載し、必要な年数分以前は記載不要です。

なお、実務経験ではない資格（1級土木施工管理技士等）により技術管理者を選任する場合は、この実務経験証明書の代わりに、各資格等の合格証明書、免許証、登録証、免状等の写しを添付してください。また、学歴（土木工学科等を修了）を証明する書類が必要な場合は、別途卒業証明書等を添付してください。

- ① 「実務経験」とは、解体工事に関する技術上の経験のことをいい、解体工事の施工を指揮、監督した経験、実際に解体工事の施工に携わった経験をいいます。解体工事に関する技術を習得するための見習いにおける技術的経験も含みますが、解体工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれません。
- ② 「証明者」の欄には、技術管理者の実務経験を証明する者の氏名を記載してください。原則として、証明者は、技術管理者の使用者となります。法人の解散等により使用者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、証明者は被証明者と同等以上の役職にあった者とし、この者の証明も得ることができないやむを得ない理由があるときは、本人が証明してください。なお、個人の事業主について証明しようとする場合は、他に証明する者がいないため、原則的に本人による自己証明となります。また、やむを得ず自己証明等をする場合は、「使用者の証明を得ることができない場合」の「その理由」欄に「会社解散のため」、「事業主死亡のため」、「自営のため他から証明が得られない」等と記載してください。
- ③ 「技術管理者の氏名」「生年月日」の欄には、証明を得ようとする技術管理者の氏名と生年月日を記載してください。
- ④ 「使用者の商号又は名称」の欄には、証明を得ようとする技術管理者が実務の経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記載してください。
- ⑤ 「使用された期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記載した使用者に雇用されていた期間を記載してください。
- ⑥ 「職名」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載した解体工事に関する実務の経験を有したときの職名を記載してください。（例：工事主任、現場代理人、〇〇係長、〇〇課長、〇〇工事長等）
- ⑦ 「実務経験の内容」の欄には、原則として工事1件ごとに、「使用された期間」内において解体工事に携わった実務の経験について、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載してください。なお、当該期間に複数件工事を施工した経験の場合は、1年（決算期間）ごとに「〇〇工事ほか〇〇件の施工」等と記載し、「実務経験年数」欄には、実際に従事した期間（工事実績がない期間は除く。）をまとめて1行に記載しても差し支えありません。
- ⑧ 「実務経験年数」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載した解体工事に係る経験期間を記載し、これらの期間を合計した年数を「合計」の欄に記載してください。この場合、経験期

間が重複しているものにあつては、二重に計算しないよう注意してください。なお、経験年数の計算に当たっては、記載を月単位で行うことによる過不足を調整するため、工事ごとの経験年数の初月は一律に算入せず期間計算します（例：5月～8月⇒3か月）。また、必要となる実務経験年数を満たしていれば、技術管理者が経験した解体工事の「実務経験の内容」を全て記載する必要はありませんが、証明する実務経験は直近のものまで記載してください。もし、所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要となる実務経験年数に達するまで記載してください。

- ⑨ 「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された者と、「証明者」の欄に記載された者とが異なる場合等をいい、この場合、「その理由」の欄には、「平成〇年〇月会社解散のため」「平成〇年〇月事業主死亡のため」等と具体的な理由を記載してください。また、個人事業主としての経験を証明する場合は、他に証明する者がおらず、原則的に本人による自己証明となるため、「自営のため他から証明が得られない」等と記載してください。（②を参照）
- ⑩ 「証明者と被証明者との関係」の欄には、証明者から見た被証明者（技術管理者）との関係を記載してください。（例：役員、社員、従業員等）